

原子力委員会 政策評価部会（第5回） 議事録

1. 日 時 2006年6月29日（木）13:00～14:50

2. 場 所 虎ノ門三井ビル2階 原子力安全委員会 第1、第2会議室

3. 出席者 近藤部会長、齋藤委員、木元委員、町委員、前田委員  
公立大学法人会津大学理事長・学長 : 角山茂章氏  
法政大学院システムデザイン研究科客員教授 : 宮 健三氏  
内閣府 : 森本企画官

4. 議 題

(1) 報告書（案）

(2) その他

5. 配付資料

資料第1号 原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について（案）

資料第2号 「原子力安全行政に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会」議事録

資料第3号 政策評価部会（第4回）議事録

(近藤部会長) それでは、定刻になりましたので、政策評価部会の第5回を始めさせていただきます。

前は評価の枠組みの案について、委員からご意見をいただきましたので、それに基づきまして事務局が報告書(案)をまとめたところでございますので、それについてご審議をいただきたいと思います。

また、今日は先般開催しましたご意見を聴く会にご参加をいただきました有識者の方々から、角山先生と宮先生がこの報告書(案)の取りまとめについてご意見をいただけるということで、大変お忙しい中、ご出席を賜りましたので、ご紹介申し上げ、改めて御礼を申し上げます。よろしくお願いいたします。

最初に、配付資料について事務局から確認をいたします。

(森本企画官) お手元に資料1号から3号までご用意させていただいております。

資料1が報告書案の本文でございます。資料1号の続きとして、別刷で資料が分厚いものを用意させていただいています。これはこれまで評価部会で使っていました資料を今後のレファレンスとするということも含めまして、報告書と一体のものとして資料として用意させていただいています。

それから、資料第2号が6月9日に福島で開催いたしましたご意見を聴く会の議事録、それから資料第3号が前回、第4回の政策評価部会の議事録でございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それから、あともう一つこのマイクの使い方なんです。ちょっとわかりにくいのがスイッチは入っていると思いますが、「要求」という「4」というのが発言される際に押していただいて、終わったら右側の「終了」というのを押していただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

(近藤部会長) 資料に過不足がなければ審議に入りたいと思います。今日は資料の1号になりますところの評価についての報告書案、これをご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、中身について20分ぐらいで説明いただきましょうか。

(森本企画官) それでは、お手元の資料第1号の説明をさせていただきたいと思います。

事前にお送りしていますので、全部の詳細までを読み上げることはいたしません。要点をかいつまんでご紹介させていただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、目次が全体の構成を示しております。はじめに今回

の政策評価の全体の目的等について記載をし、その後第2章でどのような方法で評価を行ったか、そして、第3章で具体的な中身になります、評価の結果を記載しております。これが3-1から3-7まで、安全の確保に関する7つの分野を記載しております。そして、それぞれの評価の結果は第3章にそれぞれまとめてございますが、改めて第4章に結論としてまとめる形にしております。そのほか付録として開催実績、名簿、大綱の抜粋、そして関連資料と主な用語解説というものを用意しております。

それでは、1ページをめくっていただきまして、はじめにでございますが、これは昨年原子力政策大綱を定めたときからの経緯を記載しております。特に今回の評価に関するところについては、この政策大綱の第6章に記載がございまして、ちょうど1ページの真ん中あたりですけれども、「このうち」というところに書いてあるところでございます。評価の充実に関して、原子力に関する国の施策は公共の福祉の増進の観点から最も効果的で効率的であるべきとの基本目標の達成を目指すために政策評価を政策に関するPDCAの一環に位置付けて、政策を継続的に評価し、改善に努め国民に説明する。そして、その2行ほど下ですが、原子力委員会自らに対してもこの定めた政策大綱が妥当なものか、妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくという考えを示したところでございまして、これに基づきまして政策評価部会を設置し、今回の作業を進めてきたところでございます。

第2章に評価作業について記載をしております。3ページでございます。第2章の冒頭に「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の基本的考え方を尊重して実施されている取組の現状とその評価を把握して、それに基づきこの基本的考え方の妥当性を評価するために、以下の作業を行った」としてございまして、これまでの審議の方法等を記載しております。

そして、4ページに評価の取りまとめとしまして、これまでの政策評価部会の会合における意見交換、それから資料の検討結果を踏まえて、関係行政機関等の取組状況、そしてそれに対する意見の内容の確認を行い、その際に生じた関係者の説明等についても今回の報告書案に記載しているところでございますが、意見のやりとりを行ったことを書いてあります。そして、この取組の基本的考え方の妥当性を評価し、必要に応じて今後の進め方に関しての意見を述べたと記載しています。

なお、今回の一連の確認作業はまだ原子力政策大綱が策定後間もない段階で行っていることから、大綱では取組のPDCAサイクルということを重視しているわけですが、それがまだ一巡していないものもあるわけですが、その場合には今後の進め方としてこ

のサイクルを活用することを期待したいという旨を明記しています。

なお、本日も角山先生、宮先生にもいらしていただいておりますが、この評価の取りまとめ過程においても有識者からご意見をいただき、取りまとめに反映させたと、ちょっと先取りする形ですが、記載させていただいております。

それでは、5ページ以降が本論といたしますか、中身でございます。

冒頭に今回の評価の対象は、原子力政策大綱に記載した分野であるということから、原子力委員会の所掌についても触れた上で、すなわち安全の確保の規制のために実施に関する事項は、原子力基本法上除かれておりますので、その上で原子力政策大綱にまとめたことについての基本的考え方の妥当性について評価しているということでございます。

以下、3-1から3-7まで、先ほどちょっと触れました7つの分野について、まず原子力政策大綱に定めた基本的な考え方として、枝番で言えば3-1-1、別の章では3-2-1ということになりますが、それぞれのサブセクションの中で大綱の基本的考え方をまとめてあります。

そして、その次に3-1-2としまして、関係行政機関等の取組状況ということでまとめております。

これはこれまで第1回から第3回まで、関係行政機関等から資料の提出と説明を伺ったところでございますが、それを報告書の形でまとめております。特に今回は大綱の記載との関係をつけるために、それぞれに小項目として例えば6ページの上から2行目ですけれども、「事業者等は」で始まるパラグラフに「何々に取り組んでいるか」という質問型に対して、以下このような取組がなされているという形で記述をまとめております。これらにつきましては、既にご審議の中で議論したところをまとめたものでございますので、説明は個別には割愛したいと思います。

そして、この最初の安全確保、国、事業者等の責任については、その評価としまして7ページの一番下のパラグラフ以降にまとめております。

その評価についてですが、全体の結論についてはもう少し後ろに出てきておまして、①から⑫までそれぞれいただいた意見、これはもちろん評価部会委員からいただいたご意見、有識者の方からいただいたご意見、またご意見を聴く会で当日ご発言のあったもの、また紙で提出いただいたものも含めて意見をこのようにまとめております。

そして、意見のクラリフィケーションを含めてやりとりがあったというところ、あるいはその後の事務局で調べました事実関係等についての記載については、丸数字の下で矢印で示

してありますけれども、当日会場でご説明があったこと等につきまして、それもあわせて記載をしているところでございます。

これも一つ一つはちょっと飛ばさせていただきまして、最後これらをまとめたことを9ページの真ん中あたりですけれども、「以上のことから」としまして、この安全対策の1つ目の項目、国・事業者等の責任についてまとめてあります。ちょっとここだけ読ませていただきます。

「以上のことから、国・事業者等は、安全の確保に係るそれぞれの責任を明確に自覚して、それを果たすための取組を企画・推進し、さらに、自らあり方を評価し、取組の方法や規制のあり方について改良・改善等を図ってきており、それらは原子力政策大綱が示した国・事業者等の責任に関する基本的考え方と整合していると判断する」と、これでここまでで一定の事実関係についての判断を示した上で、今後の留意事項といたしまして、「今後とも」以下でこの評価部会としての期待を改めて示しているところでございます。これはここに書いてあるとおりでございます。

そして、「なお」以下でございますが、「なお、経済産業省から原子力安全・保安院を分離させるべきとする意見が引き続きあることから、今後とも現在の組織の評価に関する意見を分析し、問題点や改良すべき点の具体的な指摘を求めるなどして、検証を続けていくこととする」と記載しています。

なお、この最後のポイントにつきましては、同じページの⑫のところ、当日ご意見いただいたこと、あるいはそれに対する説明等も含めて記載を入れてあるところでございます。

以下、3-2が安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善ということでございまして、これにつきましても同じような構成で大綱の記載、それから関係行政機関等の取組をまとめて述べた上で、全体の評価といたしましては13ページの評価というところでまとめてあります。ここにつきましても、①から⑭までのご意見、あるいはそれに関連する説明を記載した上で、最後に「以上のことから」として14ページにまとめているところでございます。ここも一定の取組について整合しているというふうに判断するということとしておりますが、幾つかまだ足りないところについては、「ただし」として今回は記載しております。

「ただし、その内容においては、維持基準の整備一つとっても海外では既に採用されていたものを問題が表面化してから我が国で着手・整備されているものであることを考えれば、海外の最新の知見を踏まえた取組が日常的に行われるようになるにはもう少し時間を要するよう見える」ということ、それから現場での創意工夫を生かせる仕組みを取組として求め

るということにしております。

なお、この安全確保に関する人材の育成方法、角山先生からもいただいたところでございますが、これについては別途人材育成確保に関する政策領域において改めて評価をしております。今回の評価の中ではご意見として受けとめるというところまでとしてあります。

それから、3つ目の項目が15ページ以下のリスク情報の活用でございます。

これにつきましても、同様の構成をとった上で、16ページの下から評価についてご意見等を記載しております。

最後のまとめは17ページの真ん中のパラグラフでございます。

「以上のことから、国や事業者は」ということで、これも耐震指針の見直し等の動きも含めて取組を行ってきていると判断すると、ただし、今後のまだ引き続き留意しなければいけないこととして、リスク情報は安全確保の活動を考えるための一つの入力であるし、国と事業者等は安全の確保に関して何を目指すのかという点において、創造性を発揮していくことが肝要であるとしまして、こうしたこのリスク情報の質の向上とこれを効果的に使っていく努力を惜しまないということを期待するとしております。

それから、4つ目の大きな項目が高経年化対策でございます。

これにつきましても同様の構成をとった後、18ページの下から評価として意見を記載しております。これにつきましては、最後のまとめとして19ページの上から2つ目のパラグラフですが、この高経年化対策について則った取組を始めていると判断するとしております。引き続きデータの整備等、実効性の高い高経年化対策が推進されることを期待するとしてあります。

それから、19ページの真ん中から5つ目の項目が原子力防災でございます。

原子力防災につきましては、福島でのご意見等もいろいろございました。地元に関連することもございました。これについても、現在の取組を記載した上で20ページの下からご意見を記載しております。これをまとめまして、20ページでオフサイトセンターの件、あるいは防災対策の活動範囲等につきましても、また避難道路につきましても福島でのご意見をいろいろいただいたところでございますが、これに関連した事実関係、あるいは現在の取組状況について若干の記載を入れております。そして、これをまとめた形で「以上のことから」として全体のまとめをしております。

ここは取組が行われてきていると判断するとしたところではありますが、特に防災について

は大綱でも示しておりますけれども、担当者の入れ代わりや定期的な訓練が極めて重要であるということから、引き続き対策について理解を深めていくことを継続していくことを期待するとしております。

6つ目の大きな項目が安全確保のための活動に係るコミュニケーションでございまして、これについてもさまざまなご意見をいただいたところでございます。

22ページ以降にご意見をまとめているところでございますが、①から⑩まであります。

例えば、①はさまざまな定期安全レビューの報告や事故等が発生した際の委員会での審議につきまして、国民からの意見募集を行っていないというようなこともご意見をいただいているところでございます。また、地元とのリスクコミュニケーションはもちろん保安院の取組もかなり実施されているというところでありますが、一方で地元でのご意見などを聴くと、やはりよくわからない等の意見が出るということ踏まえれば、まだまだ十分に成功していないのではないか、あるいは実践方法に工夫があってよいのではないかとといったようなご意見が寄せられているところでございます。

この全体のまとめにつきましては、23ページの下にコミュニケーションを重視して所用の取組を行っているとしているところでございます。一方でこれをさまざまな地元でのご意見が出たことなどを踏まえると、どのように受け止めて今後反映していくかということは、ある意味では継続的に考えなきゃいけない課題ではあるかと思いますが、ここでは一端まとめとしては、引き続き説明責任を果たす観点から必須のこととして誠実に取り組むことを期待するとしてあります。もう少し上の意見、取組なども含めて記載が必要なところかもしれないので、ここはご議論いただければということです。

それから、24ページが安全対策とは違いますが、核物質防護対策としてこれまでのIAEAの最新のガイドライン等含めた取組について記載しているところでございます。

これにつきましては、評価を24ページの一番下から次のページに入れているところでございます。これについてはテロ対策、あるいは核物質防護対策の取組が最近強化されているところでございますので、システムの信頼性が国際標準をまず満たしているということが大事なので、それについて引き続きの取組が必要であるとしています。それから、25ページの最後に核物質防護との関係で、これまで発電所を中心とした見学を行って、いわゆる百聞は一見にしかずということで、なるべく立地地域の方々に安全確保の取組を含めて、説明する場として発電所の見学を促進してきたわけですけれども、一方で核物質防護対策との二律背反の問題が出てきて、なかなか今発電所が見れないというようなご意見もありました。こ

れについては、「社会情勢に大きな変化がない状況において」云々とございますが、引き続きの検討課題として残してあります。

ここまでが第3章でございまして、それぞれの結論をもう一度26ページ、第4章の結論として結論部分だけをもう一度まとめてあります。(1)から(7)まで、結論部分だけをまとめておりますが、これは繰り返しになりますので、説明は割愛させていただきます。

これらを総括いたしまして、27ページの下から2つ目のパラグラフですが、安全確保の分野でのそれぞれの取組を確認した上で、しからば原子力政策大綱の示したことは今なお引き続き妥当性を有するののかということについて結論を書いてあります。

読みますと、「以上のことから、関係行政機関等の取組状況は原子力政策大綱が示したそれぞれの分野における基本的考え方に沿った取組がなされているところであり、この基本的考え方に整合していると判断する」と。「また、それぞれの分野における取組の企画・推進においてこの基本的考え方が引き続き尊重されていくべきであり、また、そのことが期待されるので、原子力政策大綱が定めた安全確保に関する基本的考え方として示したところは妥当であると評価する」としております。

それから、まだ大綱策定後1年を経ずしての取組であるということから、PDCAが回っていない部分については、引き続き着実な取組が行われることを期待するとしています。

そして、最後に今回の政策評価は安全確保に関するところについてですけれども、今後順次ほかの政策領域においても評価を行っていくこととしております。原子力委員会はこれらの評価及び定例的な活動を通じて、原子力政策大綱に示された基本的考え方が原子力政策大綱の策定後の新たな状況に照らして、なお妥当性を有し有効であるか、検証を行うこととするとしているところでございます。

報告書の説明は以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それでは、ご審議をいただくわけですが、最初に有識者の方からご意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いします。

角山先生、よろしくお願いいたします。

(角山学長) ちょっと初めてで、どういう意見を言っているのか、地元の視点からいくと1ページの原子力政策大綱で2番に地球温暖化、3番に放射線の科学技術と、放射線と限定しているんですが、福島県の実情を言いますと、去年の春に知事が原子力は安全技術を結構やっているんで、それをむしろ医療とかほかの分野にも展開するよというので、具体的なセ



クションを設けた関係があるので、放射線の科学技術以外に、例えば緊急支援の技術をもっと一般にも使うとか、放射線に必ずしも限定、これは大綱なので、そう簡単には変えられないと思うのですが、もう少し緩やかに社会貢献していただいてもいいのかなというふうに少し思いました。

それから、21ページに私がしゃべったことに絡んで④でオフサイトセンターの地震のお話が挙がっていて、保安院から建築基準法という話載っているんですけども、これは普通の建物のあれですよ、建築基準法というのは。要するに、原子炉プラントが壊れる確率の高いところは大型地震のリスクが支配的だろうと、その大型地震に対してオフサイトセンターは対応できないのではないかという話なので、建築基準法とはこれは保安院の意見だからということで「わかりました」と言ってもいいんですが、私が言っていることとはすれ違っているのではないかと思いました。

以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。ご意見に対するレスポンスは後でさせていただきます。続いて宮先生、どうぞ。

(宮教授) 2点申し上げたいと思います。

順不同ですが、リスクコミュニケーションです。21ページ、安全確保のための活動にかかわるコミュニケーションとあります。さらに、23ページに「以上を総括して」等々の記述があります。非常に大きな重要な問題点として、原子力行政、事業者の原子力発電所の運営管理に関連して、自治体と国との問題をどういうふうな形で整理していくかについて、少し混乱しているところが見られます。少しずつ改善されていると思うんですが、ただどういうふうの問題解決していったらいいか、落としどころが私たちにははっきりしません。政府関係者が高い立場から、解決策を示すというか、ビジョンを示すというか、少しガイドライン的なものを与えてほしいというふうに期待しますので、踏み込んでそういうことが書いていただけないのか。それが1点であります。

2点目は、高経年化対策ですが、これについては現在保安院で新しい検査の在り方検討会が再開されて、鋭意精力的に検討がなされております。その中で、自治体、地元に対して保安院は理解を得る活動を精力的にやっていると聞いております。その中で自治体は強い懸念を示していると聞いています。高経年化問題に対してどういうふうに取り組んでいくのか、それについて納得がいくような施策が期待されているということで、新しい検査の在り方検討会でも高経年化対策を少し表に出した形で中間報告書がまとめられようとしています。そ

ういうことも踏まえて、少しこの報告書の中に記述として反映されればいいのではないかと思います。気が付いたところはそういうことです。

以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。続いて齋藤委員からどうぞ。

(齋藤委員) ありがとうございます。

何遍か読ませていただいて、意見も言わせていただいてここに来ているわけでありませうから、改めて余り大きな話はないのですが。私の感想としては、全体としては規制機関並びに事業者がヒアリングに応じていただいて、またご意見を聴く会を開いて、地域の方々のご意見を賜り、一応内容のあるバランスの取れたレポートがまとまったのではないかなと思っております。

それで、大きなところというか、形式上の問題と申しますか、評価のところのまとめ方の問題で気になるところが一つございます。それは、例えば各節ごとに最後に「以上のことから」何々になっているという「以上のことから」というのが評価という小節の3だけを言うとしみますと、例えば13ページから14ページのところの3-2-3の評価で、政策評価部会及びご意見を聴く会においての意見として、14項目の意見があったと、これを踏まえて、以上のことから大綱で言っている基本的な考え方と事業者並びに規制当局が行っていることとの整合性がとれているということになると、この意見のところには余りそういう言葉が出ていない、意見がないんですね。どちらかという、さらにこういうことをやった方がいいというような意見が多いわけで、若干国語的になる訳でありますけれども、その辺が初めて読まれる方には違和感を持たれるのではないかという懸念が一番私が気になっております。

それで、どうすればいいかということで、これは2案あるわけでありまして、この「以上のことから」ということの文言を例えば規制機関及び事業者等の取組状況のヒアリング結果及び提出された意見を踏まえれば、こうこうであるというように直していただくか、あるいは評価の一番最初に政策評価部会としては関係機関からヒアリングした結果、こういうことに関する取組はおおむね原子力政策大綱の考え方に整合して実施されているものと確認した。そして、その上ここに出された意見はこうこうであったと書いていただければ、ここは「以上のことから」でもよろしい訳で、私はどちらかに直していただいた方がいいのではないかと思います。

あとは、まさにちょっと些細なことでページを追って申し上げたいと思いますが、1つは今の14ページのところで、このまとめのところでのいろいろな意見が出ているわけでありま

すが、一例として維持基準だけをとっておりますけれども、そのほかにもいろいろと斟酌されていいような意見も出ておりますので、維持基準だけではなく、もう少しこれを出すとともに、ここに提出された意見なども参考に一層充実したものとされることを期待するとか、そういう書き方にしていただいた方がよろしいのではないかと思います。

あとは「てにをは」的なことで申しわけありませんが、18ページです。

18ページで3-4-2の(1)で「国は最新の知見を踏まえた」という前に、やはり前にあるように「研究開発を計画、実施し」という言葉もきちんと入れていただいた方がいいかなということと、「原子力安全・保安院は」という2つ目のぼつであります。高経年化のガイドラインの策定とありますけれども、これは高経年化対策と「対策」が抜けています。また、19ページと22ページに出てくるのですけれども、「運転者」という用語は「事業者」に統一された方が良いと思います。

それから、20ページの3-5-3の評価の①のところでありますけれども、JCO事故の後に、これを踏まえて「防災対策の整備に取り組み始めており」というのが「始めて」ではなくて、JCO事故から7年たってオフサイトセンター等も設置されて、相当防災対策に取り組んできているわけでありますから、「整備に取り組んでおり」でいいのではないかと思います。

細かいことも申し上げましたが、以上であります。

(宮教授) ちょっと質問していいですか。

報告書のタイトルですけれども、政策の妥当性の評価となっております。ここでは、政策の妥当性を評価しているのではなく、大綱に盛られている要望指摘事項について、行政機関と事業者がどの程度実施しているかの評価になっているのでこのタイトルはふさわしくないのではないんですか。

(近藤部会長) はい。国には政策評価法というのがあって、各行政庁は自らの施策を適宜適切に評価するべしとなっていて、毎年一回とか2年に一遍、各行政庁は自分たちの施策を評価している。そこで、原子力委員会としては、各行政機関の施策の実施状況とそれについてどういう評価をしているかということについてあわせ聴いて、考えるに政策大綱が妥当かという判断をする。ここの表題はいろいろな意味では少し舌足らずでそうなんですけれども、原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価というのは、この基本的考え方の妥当性を評価しているつもりだという意味で書いているんです。

(宮教授) ですから、ここに盛られていることは大綱に書いてあって、それを各機関がどうい

うふうにやっているかということの比較照合がベースになっていますよね。ということが1点です。

(近藤部会長) 各機関の政策評価は、それぞれの行政庁のミッションにかかわる観点からの評価です。私どもとしてはそれを横から見ながら、政策大綱というフィルターで見ているというのがこのエッセンスなんです。

(宮教授) 全体の枠組みは委員長が言われるとおりでと思いますが、少なくともこの点に関してはそういうような構成になっているので、それがこの実施内容の妥当性の評価を通じて大綱に盛り込まれていることが妥当であるということが結論づけられる。そういうふうに見えればいいなと申し上げているんですが。

(近藤部会長) この表現には、その意味をこめているつもりなんですけれどもね。ご意見を聴く会では、原子力行政に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会という長ったらしいタイトルにしたんですけれども、そこも丁寧に言えば、基本的考え方に対する適合性の観点の評価についてご意見を聴きたいんだとずっと長いタイトルになったんですけれども、縮めちゃったんですよ。ご意見は、これだと読者にその点が誤解されるんじゃないかということですね。

問題はわかりました。ただ、タイトルをこれ以上長くするのはどうもつらいですね。代替案の提案があれば考えますが。私はかろうじてこれでオンラインだなど思っているんです。

(宮教授) 私はそういう印象を受けましたということです。

(近藤部会長) 問題のご指摘はわかりました。

(宮教授) だから、そういうことを通じて盛られていることの妥当性というのがはっきり言えるので、したがってその結果として繰り返しですけれども、政策の妥当性になっているんだということが伝わればいいということを申し上げているんです。

(町委員) こんなことを質問して申しわけないんですけども、もし例えばの話、政策大綱で定めた政策が実行されてない場合、例えば、各省庁が大綱に沿った施策をとってないということが起こった場合に、それは各省庁に責任があるのか、あるいは政策そのものが妥当性を欠いているから、政策が実現されないんだというケースもあり得るわけですよ。そういう意味で各省庁が実際にやっていることを十分に評価して、その上でその枠組みである政策大綱の妥当性を評価すると、いうことだと私は理解したんですけれども。

(宮教授) そのとおりです。本文中にそういうふうにかかれていないでしょうと。

私はそういうふう到现在まで理解していたので、このタイトルを今こうやって見てみると、

内容と少し乖離があるなという感じがしましたので、発言させてもらいました。

(近藤部会長) わかりました。4ページの評価の取りまとめというところの文章、ここが一番いい文章かどうかあれですが、4ページの(3)評価の取りまとめの最後の文章、次いでこの確認を踏まえてこの取組の基本的考え方の妥当性を評価したと、これが我々の仕事だと書いているわけですね。中身はそうなんですよ。整合性をとっているつもりなんですけれども、そうは感じられないということですから、がもう少しよく頭を冷やして考えます。それでは町委員どうぞ。

(町委員) このコミュニケーションというのは極めて重要な、特に経年劣化とか、あるいは耐震とか、いろいろな国民の方々が心配していることに関して、わかりやすくコミュニケーションするというのが極めて大事なんです、現実問題としてそういうコミュニケーションスキルを持った、中身もわかっていて、コミュニケーションが上手な人材努力してつくっていくという政策というのは、余り見えないように思うんだけど、本当はかなり大事なアクティビティではないかなという気がしますがね。

(近藤部会長) はい、木元委員。

(木元委員) 私は宮先生がおっしゃっていることとか、先ほどお二人の先生が伺ったのを考えながら、これはだれが読むのか、あるいはだれに読んでもらいたいかということによって、随分表現ぶりとかも変わるんじゃないかと思うんですね。原子力委員会がこれはやらなければならぬからやってみたいな雰囲気だとちょっとまずいかなという気がするので、例えばの話、表題はこのままでいくのか、ちょっと手を入れるかということもあるかもしれませんが。内容はいいと思うんです。流れも把握はできると思うんですね。ただ、この書きぶりをちょっと工夫して、「です」、「ます」で書く部分と「である」の部分に分ける。例えばご意見の①、②は「である」でいいと思うんですけれども、私たちはこう評価しました、こういうふうに考えましたよというところは、ちょっと丁寧に「です」、「ます」で書けば変化が出てくるので、頭に入りやすいかなという気がしています。

それから、今のお二人のご意見の中で、それでは今何か工夫して表現を変えるとすればどうしたらいいかということなのだと思いますけれども、私自身は特にどこをどう変えるということはないんですが、例えば今ご意見があった中で言えば、宮先生は高経年化のことをおっしゃったんですけれども、そういう部分は先生のお考えとしては具体的にどの部分でどういうふうに表現したらいいか、何かご意見があったら伺わせていただきたいと思うことがありました。

もし今お答えいただければありがたいのですが、さっきちょっとおっしゃっていたことで。

(近藤部会長) 高経年化の問題と国と地方の2つは非常に重要な問題であって、原子力部会でも議論されたところ、宮先生がこれを読んで、現状がそういうふうに見えるということとすれば、ここは修正が必要と思うんです。高経年化については、宮先生こそが最も知識が多い方なので、ここの表現が不十分ではないかとおっしゃられたと私は思っています。書き足りないのか保安院からの説明が足りなかったのか。

(宮教授) あの資料の中には十分な情報が盛られてあって、それはそれで適切だと思いますけれども。

(近藤部会長) それならば足し込んでいったらいいということですから、そのように処理したいと思います。

それから、これは読み手が誰なのか、こんなものを読める人が何人いるかという問題提起。これはいつも悩むところです。政策評価なんだからきちんと書きたい。しかし、国民に説明していくものですから、読んでもらうのは国民、しかし、これからパブコメをやるわけですから、だれも読んでくれなくて、パブコメがほとんど来なかった悲しいものがあるわけですし、そういう意味で読んでもらえるようなものにするには、これから力をいれてやらなければと思っているところです。

(宮教授) まずは政策大綱がだれに向かって書かれたかということから発していて、それならば同じ対象ではないんでしょうかというふうにはまずなると思います。しかしわかりやすく興味深く書かれてあれば、さらにそれを上回る多くの方が読むということにつながっていくのだらうと思いますけれども。

(木元委員) 大綱をお読みになっている方の中には、まだ一般の方がかなり含まれると考えられるんですけども、これを読む方というのは、よりプロフェッショナルな方が興味津々にお読みになるのかなと思います。だからこそ、我々はこういうふうには平易に丁寧に考えましたよということを言葉であらわすために、という一つのアイデアです。

(近藤部会長) 木元先生には大変意味深なことをおっしゃってくださった。私もそこが肝心と思っております。

個々の表現をめぐっては、担当者と大分激しいやりとりをしているわけですが、そこがそのままになっていまして、まだちょっとそういう意味の最後の仕上げができてないところもあります。これは先生方のお力をかりなければできないことなので、ぜひよろしくお願いたします。

前田先生。

(前田委員) これは何回かバージョンアップされていてまして、私が幾つか申し上げたコメントも適切に入れていただいていると思っていてまして、全体として僕は非常にいいと思うんですけども、二、三ちょっと気がついたことを申し上げます。

4 ページのところ、この作業でまだPDCAサイクルが必ずしも十分回っていない部分もあるから云々ということが書いてあって、同じ趣旨のことが27ページのところにも書いてあるんですね。これは恐らく前に書くか、後に書くかという話があって、どっちかがあれしたのではないかなという気がするんですけども、そこが一つ。

それから、例のコミュニケーションのところ、21ページですけども、ここも初めはちょっと入ってなかったんですけども、国・事業者等が安全確保の活動をきちんと説明するというのを入れて、それでこういうふうに書いていただいたんですけども、ここで3-6-3の評価のところずっと皆さんから伺った意見のところでは、こういう安全活動の地元に対する説明に関する意見がここには全然出てきてなくて、実を言うとそれはもっと前の方、8ページのところで、これは国・事業者等の責任という一番最初の節のところですが、8ページのところの例えば②の意見とか、あるいは④の意見とか、この辺の意見がそれに該当すると思うので、これらは後ろのコミュニケーションの方の意見に持ってきた方がその後の説明、評価とあわせて落ち着きがいいんじゃないかと思います。

あと特に内容的には今のところ意見はありません。

さっき議論になったんですけども、町先生がおっしゃった高経年化の話と耐震の話というのがご意見を聴く会を通じて、非常に皆さんの懸念の強いところであるということが私もひしひしと感じていまして、それについてはもちろんここでも書くし、これからも地元への説明が非常に重要だというような議論もした記憶があって、それも私は書いていると思うんですけども、ただ例えば高経年化の話も必ずしも高経年化という3-4のところだけじゃなくて、もうちょっと前のところに入ったり、何かちょっとあちこちに入ったりするものだから、ややそういう意味では焦点が少しぼけているのかなという感じがしました。

(近藤部会長) ありがとうございます。一通りご意見いただきましたところ、議論をするべきところと手直ししたらというご提案、事実関係の確認の3種のご意見がありました。角山先生からいただいた2つのご意見の最初の方は、大綱についてのコメントでしたが、これは既に決まっているものですから、どうしようかと考えるのですが、おっしゃったことは極めて重要なことなので、どこかにそのご趣旨を生かす方法はないかなと考えています。原子力安全技術というのは、単に原子力のみならず、社会的な安全問題のアプリケーションに対し

て、ある意味で普遍化するというか、各所が適用していくということをむしろ積極的に考えた方がいい、あるいは情報共有した方がいい、そういう趣旨と理解させていただきましたけれども、それについてはこの安全の世界だけで引き続きいろいろな分野の政策評価をいたしますので、そのほかの部分でも議論できるのがもっといいのかもしれませんが、重要な指摘だと思いますので、生かす何か工夫をさせていただくことといたします。

それから、2つ目のオフサイトセンターの耐震設計についてですが、原子力の耐震設計審査指針で従来のカテゴリゼーションで言いますと、Asクラス、Aクラス、Bクラス、Cクラスの建物、機器構築物について、耐震のクラス分類があるわけですがけれども、オフサイトセンターはいずれによるべきかという、そういう問題提起ですかね。原子力発電所の事務棟はCクラスの建物に分類していますから、オフサイトセンターもCクラスになっていると思うんですが、これをAsクラスにすべきだとか、Aクラスにすべきだということですか。

(角山学長) 単純に考えれば、表日本の地震時は裏日本で防災センターが機能すればいいんじゃないかと、要するにそういうネットワークで、情報のネットワークを宇宙を使ってやっているわけですから、別に福島を福島のオフサイトだけではなくてもいいのでは。

(近藤部会長) そういう選択肢もあるとおっしゃったわけですか。

(角山学長) 20カ所、近隣のことでなくても何かそれで終わりなのかなと。

(齋藤委員) 連絡網の多重性を確保すればいいんじゃないですか。

(角山学長) そうです。ですから、ただ20カ所つくって終わりですというと、何かそういう表現にとれるので。

(宮教授) 終わりですとは言っていない。

(角山学長) この表現はそう書いてある。

(近藤部会長) そういう趣旨だとよくわかります。

(角山学長) 現場主義なので現場に入ると、こうやってやれば解決できるじゃないかと思うことです。あと皆さんみたいな国のレベルの話になれてないので、現場から見るとこれで解決できるじゃないですかと感じたんです。

(近藤部会長) わかりました。

オフサイトセンターを設置するときに、いろいろな議論がありました。って、これは私が答えちゃいかんのだけれども、別に議長責任の答えじゃないんだけど、かつて関係したところについての個人的な記憶だけで申し上げれば、ひとつは場所をどうするかという問題、



それから耐震基準をどうするかという議論、それから当時で言えば事業団と原研があって、ここにエキスパートがいるので、これを効果的に活用することもよく考えた方がいいんじゃないかと。実際には有事の場合には官邸の地下にある機能で集中してやるという手もある中で、この場合には地域社会の安心のためには各地域に分散した方がいいというプリンシプルが立ったのです。

それから、エキスパートを有効に活用するという観点からは、支援センターと言いましたか、あれは2カ所裏と表かな、福井と東海に専門的な集団を置くことを決めたのです。そういう意味では、先生のアイデアの半分ぐらいは生かされているのかなと思います。ですから当該地域における耐震設計が不十分のために、それがぶつつぶれて全然駄目になってしまうかということ、そうではなくなっていますということは言えるのかなと思います。ここにそんなことは何も書いていませんから、わかりにくいところ、ご意見をいただいたので適切な説明を書き加えさせていただきます。この問題はそれでよろしゅうございますか。

それから、齋藤委員からご注意いただいたところですが、**「以上のことから」**のところについては、前回もここで議論をさせていただいたと思うんですけども、前回の議論では先生方に自明と思われること、これは80点をつけられるかなということについても、きちんとご発言ご意見をいただいて、それを収録することにしましょうということにしたと思っていますけれども。その後そうした意見の書き込みが増えてないとなれば、取組状況も勘案してこういう判断をするという、そういう言い方に書きかえるということはもちろんあると思います。ここはそうでなくて、皆さんで評価を書き込みましょうということで先生方にご発言いただいて、書き込んでいただけるという前提としています。どうでしょうか。セーフティの観点から齋藤委員がおっしゃるように、両方勘案してという書き方をしておきましょうか。よろしいですか。はい、それではそうさせていただきます。

それでは、全体としてはこれでいいというご発言いただいたところ、3章についてセクション・バイ・セクションに確認をして参りたいと思います。

3-1です。その前にこの前文を読み直してみますと、7項目の頭出しがないことに気がつきまして、そこに少し説明を加える必要があるか。

それから、こういう評価のところの構成ぶりについても、2章に書いてしまって、3章の構成についてのメンションがないので、少し読みにくくなっているところ、それは書き加えた方がいいのかなと思いました。

それから3-1の評価、9ページの下からですが、全体として責任を自覚して果たしてお

られるところを今後ともこれまでと同様、組織の隅々まで責任を考えてちゃんとやってくれますよねと言っているのですが、説明責任も責任のうちだとばかり書き込んでしまっています。これは前田先生のおっしゃる趣旨はここからこれを抜いちゃって向こうへ持っていくのがいいか、コミュニケーションのところへ持っていくのがいいということですかね。こっちにも書いておいて、あっちにも書いておいてと、両方にあっても何も不思議のないとも思うんですけども、どういたしましょうか。

ここについて何かご意見ありますか。

(前田委員) たしか前回の評価部会の時だったか、私はちょっと申し上げたことがあるんですけども、この説明責任に関して、トラブルの説明、ご意見の中で電力はどんなトラブルでも公表していて、地元ではトラブルが多くなったようで不安になるので、国はトラブルの軽重やその後の経過を説明すべきではないかというのがあって、その議論をこの前たしかちょっとした記憶があるんですけども、それでここでは安全確保の第一義的責任は事業者にあるから、トラブルに関する説明は事業者が行うべきと。国の責任は事業者に対してきちんとした説明を地元させることと書いてあるんですけども、第一義的責任が事業者にあつて、トラブルに関する説明は事業者が行うべき、までは私はいいと思うんですけども、国もトラブルが起こったときに、例えば評価レベルがこれは0+ですとか1ですとかというのを決めるのは国が決めるわけだし、そういう意味でトラブルの軽重、この住民の方がおっしゃった国はトラブルの軽重等を説明すべきじゃないかというところは、そこは国が説明するということが住民の安心というか、そういう観点からも重要だと思うんですけども。

(近藤部会長) 例えば、つい最近の事例である六ヶ所工場の被ばく、あの軽重を国が説明するかというと、しません。そしてその評価も事業者がまず行うべき。これも国際ルールなんです。

例えば、その事業者の判断は妥当であるとか、そういう国がある判断をしたことは当然に説明しなきゃいけないと思うんですけども、トラブルが起きたときにその軽重を直接説明するのを国の責任だとは原子力委員会としては言いにくいと思うんですけども。

(前田委員) ですから、これは国・事業者の責任という欄に書いてあるからちょっと問題なので、さっき私が申し上げたように、コミュニケーションの欄へ移して、要するにコミュニケーションで安全確保のためにやっていることを地元きちんと説明をすると、そういう観点からだったら、僕は国が説明するということは非常に大事なことだと、住民サービスという面からも大事なことではないかなと思うんですけども。

(近藤部会長) 宮先生、どうぞ。

(宮教授) 何かトラブルがあると、とりあえず事業者もやりますが、国もプレス発表します。あれはホームページにも載るし、見ようと思えばだれでも見られる。そういう意味では、小さなトラブルであっても保安院は説明責任をそれなりに果たしていつていると、思いますけれども。聞くところによれば、トラブルではなくて少し大きな問題については、保安院の幹部は役割を決めてあって、遅延なく自治体に説明に行く。そのため、地元住民に対する説明会を開いているということではないようですが。それなりに説明責任を果たしているのではないかなと思います。

(近藤部会長) その場合、事業者というか、設置者は保安院に通報する義務があるわけですね、トラブルが起きたときにそういう通報を受けたと伝えるのではないですか。

(前田委員) それは国には報告する義務がありますけれども、地元に対しては安全協定上の義務なんですよ。それに基づいて、もちろんそういう意味では義務があることはあるけれども、事業者はそれに基づいて通報しているんですけどね。

(近藤部会長) 僕は宮先生のおっしゃったことに答えようと思ったんですけども、国が公表していることは確かですけども、国は説明はしていないんだと思う。あの公表は国が事業者からこういうトラブルが起こったという通報を受けたと公表しているはずですが。説明はしてないんですね。で、ここでの問題はトラブルの説明をするかということなんです。

(宮教授) 中には重要なトラブルか、そうじゃないかという評価は最後の末尾のところに書いてありますよ。

(近藤部会長) 暫定評価が付いているということですね。あれは事業者の判断です。

(宮教授) ええ。

(近藤部会長) どうぞ。

(齋藤委員) 私の経験からいたしますと、トラブルがあった場合のプレス発表は事業者がやることになっているんですね。それは例えば茨城の場合には県庁と東京で同時に発表するというので、それから先ほど近藤委員長もおっしゃったように事故、トラブルのレベルが幾つであるかというのも暫定的に事業者がそこで発表するということになっております。おそらく保安院どうのこうのというのは、その後プレスの方が保安院に何か聞いて、つけ足して書いているのではないかと思いますけれども。

(近藤部会長) はい、どうぞ。

(木元委員) 私が原子力委員の立場とメディアにいる立場から言えば、国に何かアクシデント

でもトラブルでもあれば、求められた場合にはきちんと答える責任があるし、また国そのものが説明する必要があると感じたときには、ご説明なさるといふ経験は持っています。ですから、第一義的には事業者がやるということは必要だけれども、時に応じて国が出る場面があるし、そこをフォローできれば、皆さんがおっしゃっていることがカバーできるのかなという気がしました。

(近藤部会長) 前田委員のご提案は、責任のところを書いちゃうとそういう問題が起きるので、コミュニケーションのところに移して書いた方がいいんじゃないかということだったので、そこは今、木元委員のご発言もありましたので、責任としては責任の箇所は明確にしておいて、しかしコミュニケーションということでもってトラブルについての説明の国のあり方についての意見と受けとめて、それについて少し当事者とご相談させていただきまして、書ける範囲でやっていること、やれることについてコメントを書き込んで処理させていただきませう。いいですか。

(木元委員) そうすると、後へ持っていきますか。

(近藤部会長) 両方に書きます。ご意見を少しモディファイして、答えもですね。

ありがとうございました。

それでは、3-2、安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善というところでございますが、ここについての評価は14ページにあります、宮先生の予知規制という言葉がなかなか難しかったのでこう記載しています。

(宮教授) 事故・トラブルの予知につながる保全と検査です。

(近藤部会長) その説明がよくわからなかったんです。そこで私どもは、おっしゃっていたことはどうも日本の規制行政は後追いで、維持基準一つとっても国際社会から随分おくらしているんじゃないかと、もっと新しい知恵を規制活動にどんどん入れていきなさいよということかと思ったのです。

(宮教授) そうですか、それも関係ありますけれども、今議論されている状態監視という技術の性格を考えてみれば、それは機器単位ですけれども、異常が発生する前にそれを検知することができる。その場合は予知保全の部類に分類されるのではないかという意味だったんです。

(近藤部会長) そのことをおっしゃったんですか。状態監視保全のお話ですか。

(宮教授) そうというような保全に新技術を使って適用して行って、保全の高度化を図っていくべきではないか、検査の高度化を図っていくべきではないかという趣旨でした。

(近藤部会長) 状態監視保全はどこに書いてありましたか。ここにはまじめに取り組んでいるところに入っていますね。ここに取り組んでいると書くとしたら、宮先生のご意見はどういうふうに書き込みしましょうかね。

(宮教授) 取り組んでいる、これは事実です。

(近藤部会長) 事実ですね。そうすると、ここに書かれるべきというところはどうしましょうかね。事業者が取り組んでいるということと、それが実際に認知されているということは別の話ですから、宮先生のご提案がもっとそういうものを積極的に認知していけというご提案とすれば、意見として書き込む価値がありますね。そうしましょうか。

(前田委員) 13ページ一番下、⑦で検査の在り方検討会のことが書いてあって、CBMとは書いてないけれども、「停止中と運転中の検査のバランス」とか書いてある欄で記載がありますが。

(近藤部会長) そうですね。これは何か日本語としても俗っぽ過ぎますな。バランスをとるとか、ちょっとこれは子供っぽ過ぎるから、ここはもっと高尚な文章に直していただくとして、ここにCBMを入れましょう。それでいいですか。

ありがとうございます。

そうすると、戻りまして3-2の、そうか今のところいいんですね。そういうふう処理させていただくということで、3-2はそういうことでよろしゅうございますか。

どうぞ。

(角山学長) 13ページの3-2-3の評価の③で「日本原子力技術協会やWANO」と書いてあって、あと国の評価を受けたりとか、いろいろやっていると思うんですが、一つ気になったのは、例えば関電の破断事故のとき、関電の原子力システム研究所でしたっけ、あその存在感が問題になったと私は認識しているんですね。要するに、あその研究所の主の目的は安全風土の醸成と材料で、あの問題にまともにかかわっているテーマを持っている研究所があって、実際に役割を果たしてなかったと私は思っているんです。要するにいろいろな機関がいろいろな形で安全に関与するのはいいんですけども、いっぱいあって、逆にどの組織がどの責任を所掌して動いていращやるのかというのがわからない。地元で見ても整理がつかないというか、ただWANOとか確かに国際協力というのは大事な、役目も違うなというふうにはわかるんですが、そこら辺を私も一応専門家の一端なので、少しわかるんですが、もう少し所掌がはっきりわかるような表現をするようにするか、そういうのが書かれたらいいのかなと思ったんです。ただ一般的に、そういう取組の継続を期待すると

いうと、それだけでいいのかなというふうに思ったんです。もう一つ踏み込みがあってもいいのかなと。

(近藤部会長) 今のは非常に重要なポイントですね。前田委員どうぞ。

(前田委員) 元当事者なので、ちょっと一言言わせていただきますけれども、確かに安全システム研究所の取組がああいった材料劣化のことは取り組んできていたにもかかわらず、ああいうことが起きたという反省は強くあるわけですね。ただ、いずれにしてもそれは関西電力並びに関西電力のグループ内にある安全システム研究所、要するに関西電力グループとしての反省点であって、ここに書いてあることはそういった自分たちの枠の中というか、殻の中だけでなく、外部の目を見て、特に国際的な目でレビューをして、そういった知見、あるいは外国でのいろいろなレッスンなどを反映させるとか、そういうことが非常に大事だぞということを書いてあるわけなので、ちょっとそこは違う取組と思うんですけどね。

(角山学長) 関電さんの事故を一例だけを言っているのではなくて、こういうものを読むときに、例えば日本原子力技術協会はどういう位置づけで動いているのか、一般の人はほとんどわからないと思うんですね。さっき言ったように、WANOと私もEPR Iはきちっと違うだろうと思うんですけども、おのおの組織の位置づけがどこかでわかるようにして、こう機能したらいい、関電さんの事業は一例で挙げただけで、組織の関係を明確にある程度書くことによって、国民にもどういう組織がどういう役割で仕事をしているかというのが伝わるのではないかなと。

実はEPR Iが福島に来るときに、できれば福島の県庁の担当者も混ぜて少しコミュニケーションをとったらいいんじゃないかと言ったら、それは目的が違うのでまずいとか、そういう議論があったんですけども、もう少しやっていることが伝わるような仕組みになれないと、ただ書いてあってやっています、また継続的にこうされることを期待します、というとか何かそれだけでは物足りないと普通の人は読むんじゃないかなと思ったんです。

(近藤部会長) 問題は2つに整理できますね。1つは関電の問題を例にして、社内にあるそういうエキスパートが適切に安全管理という業務に反映できるように仕組みが最適化されるべきと、それは重要なことだと思うんです。経営者にとっての免罪符という格好でもって、せっかくそういうものをつくったのに、おしまいにしているというんじゃないかと。

(角山学長) 材料と両方なんです。

(近藤部会長) はい、それをここにどう書くのがいいか、経営責任のあり方、安全確保に関する責任のとり方として、社内の知恵を最大限にうまく使っていく仕組みで経営してちょうだ

いよということですかね。

2つ目の問題は外部評価の仕組みとして、WANOとかINPOとか、それからJANT Iとか、いろいろあるんだけど、何かわからないねと。これを書いている人はわかっているけれども、さっきの木元さんの問題提起に帰っちゃうんだけど、わからない人が読むんだという問題意識を持って、前後関係の説明をきちんとしなくちゃいかんということ。それは大事なことだと思いますので、工夫させていただきます。ただそれに県庁の人が乗っかっていかとなると、それはそれぞれの組織のミッションに係わることでありますから、お気持ちはわかるけれどもそれは取り上げません。

(角山学長) それは個別の議論で、ただ私としてはなるべくわかるように仕組みがないかという模索をしています。

(近藤部会長) ありがとうございます。

どうぞ、前田委員。

(前田委員) これを言うとまた言い訳になっちゃうので、怒られるかもわからないけれども、一応用語解説のところにはWANOとは何であるとか、IAEAは何ぞやとか書いてあるんですけど、あることはあるんだけど。

(近藤部会長) 意見という格好で書いてあるから、どうしても簡単な表現になってしまっているところがあります。考えた書き方というのができていないところは直します。

どうぞ。

(齋藤委員) 答えのないことを申し上げて恐縮なんですけど、気になっているのは12ページの文部科学省からの取組の話の最後のところに、アイソトープについていまだに古い線源が発見されるケースがなくならないで文章が終わっているんですね。それを受けて、こちら側も何もコメントしてないという点です。

では、どうすればいいかという解があるかということ、これはなかなか難しいんですけど、言いつ放ししになってしり切れトンボになっているというのがちょっと気になっているということです。

(近藤部会長) どう書きますか。ありとあらゆるところを探して、周りにいる人すら気がつかない放射性物質のありかについて調べることについて、コストをかけますか。おおよそ大きなものは見つかって、出てきても小さなものだけということで、ある種の行政費用と安全のバランスからの判断で、今は見つけたときには言ってねと、そういう処理しているわけですね。それを原子力委員会としてはそれじゃだめだと、もっと日本じゅう隅から隅まで徹

底的に線源探しをやれと言うか。私は大きなものは見つかったというとして、これからも出てくることはしょうがないという裁きかなと思っているんですけども。

(齋藤委員) この前のこのお話を伺ったときにも私は申し上げて、多分役所の方も修正されていると思うのですが、小企業である日RIが見つかって、どうしたらいいかという相談を受け、それはきちんとしかるべく役所に届けなければいけませんよと申し上げたところ、役所で散々怒られて、同業者仲間では見つかったと言わない方がいいよと、そういう話になってしまったということが若干気になっています。見つかった場合に出すような仕組みは一応アイソトープ協会が回収するスキームを整備したと書いてありますけれども、受け入れやすいように注意を払うということも大事だということをちょっと実感しているものですから、そういう意味合いで申し上げたわけです。

(近藤部会長) それならば、そういうご意見もあったということを書きましようか。テレビでコマーシャルをやれとかということでもいいのかもしれませんが。はい。次に3-3に行かせていただきます。リスク情報の活用ですが、ここはちょっと気になっていまして、まとめのところは花丸つけ過ぎではということ。宮先生、リスク情報問題は何かご意見ありますか。

(宮教授) 保安院長の説明の中で、耐震について保安院はどういうふうに取り組んでいるかの説明はあったんですね。だから、そういう事実をとらまえて、耐震について何か記述しておくことはできると思います。関心の深さを考えれば、そういう記述があった方がいいように思います。

(近藤部会長) 17ページの上の④のところに、保安院はこうするんだと、一応受けは書いてあるんですけども、これは単純なやりとりの世界に閉じられているので、まとめのところでもう一度耐震の問題についての関心の高さに鑑みて、一言触れておくということはあるかもしれませんね。

そこはちょっと工夫させていただきます。

その次に3-4、高経年化対策については。

(宮教授) それで、18ページのところに、「保安院は」と書いてありますが、その中でガイドラインについては正式な表現にした方がいいのではないかと思います。標準審査要領書とか。それからJNESの委員会について、一番上が技術情報調整委員会になっていて、下に3つワーキンググループがぶら下がって活動をしています。「高経年化対策の充実について」という報告書を受けて、それを実際実行しているという記述があってもいいのかなとい



うことがあります。

もう一つは、それを受けて具体的に30年になろうとしている各プラントの技術評価を着々と実施しています。そのことにも触れていいのかなと思いました。

(近藤部会長) この辺は非常に関心の高いところですから、後でいろいろな意味で説明をするときに材料がちゃんと書いてあるということは大切だと思いますので、サゼッションいただきましたところを踏まえて書き足していただくことにいたします。

それから、19ページの大綱に示した取組を始めているというのは、不適切な表現だというご意見がありましたけれども、これは宮先生、適切な表現を考えてください。今時の状況のサマリーとしてどれぐらいがいいか、私も二、三年ブランクがあるから、ちょっと私がタイムスリップしているかもしれませんので、ご示唆をいただければと思います。

ありがとうございました。

それでは、防災についてはいかがでしょうか。オフサイトセンターのところは、先ほどご注意いただきましたので、少し適切な表現にさせていただきます。

それから、道路の問題は、関係者にこんな表現なのかなと、こんな答えが言えることかなというふうにしてあります。これが評価に反映されているかというのと、着実に実施してくれやという言い方にしてみるところでありまして、強い担保というわけではないですが、いかがでございましょうか。

よろしければ3-6、コミュニケーション。はい、どうぞ。

(齋藤委員) 細かいことですが、21ページの④でオフサイトセンターの地震の話は先ほどありましたが、テロ対応に対する答えがないんですね。これは何か書きますか、どうしましうか。

(近藤部会長) これは先ほどの角山先生のご提案のように多重性、ディフェンスライン厚く敷くということによろしいのかと思いますけれど。

(角山学長) 多重性の検討もスコープに入っていればいいと思う。

(近藤部会長) テロの問題というのは、どこまで書けるかという問題もあります。丁寧に書かなければならないとは思いますが。

(角山学長) 検討の余地、対応を考えているとか、何か入っていればいいと思うんですよ。

(近藤部会長) 現実がどうなっているかについて調べて、書けるものは書くということにいたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、3-6、コミュニケーションのところですね。これは先ほど前田委員からご指

摘いただき、ご議論いただきましたところについて、こちらにも書き込んでいくということにさせていただきますが、ほかに何か。

ここでちょっと難しいというか、悩んでいますところは、22ページに2つありまして、1つは最初の国・事業者の安全確保の活動を的確に実行することを説明するというところ、これについて、地方自治体の方から見ると、十分な説明を受けていないじゃないかと。あるいは先ほど宮先生がおっしゃられた自治体と国の関係という問題の最大のものは何かというコミュニケーションの問題だと思うんですけども、そういう意味にも関係していることなので、もう一つは自治体に説明するというところと国民に対する説明と2つがありまして、安全確保活動について、国民、地域社会にどこまで説明すればいいのかという問題と関係して、22ページに示した各省庁が取り組んでいることの説明で、我々の意図しているところは達成されていると判断するのかが一つあります。

それから、もう一つの問題は22ページ下の丸にありますように、定期安全レビューの報告や事故の原因調査とか、美浜の事故の報告書とか、女川の報告書というのは取りまとめに当たってパブコメというプロセスを経てないわけですね。行政処分、つまりある判断基準に基づいて処分をする行為については、パブコメをすることは必要ないのですけれども、ただ色々な情報の評価をしているし、一般に非常に人々の関心があるレポートですから、本当にパブコメがなくていいのかなと。個別具体の処分と言いながら、その中では類似の件に関する判断基準を新たに定めているという面もあるんじゃないのと、だからそれは基準の決定と似た行為だから、行政手続法で言うパブコメの対象になるんじゃないかという意見もあるのです。

更に言えば、行政処分はパブコメをしなくていいというルールはあるのですけれども、原子力の世界は設置許可処分をするときに一次審査が終わったところでそれについてご意見を聞いているわけですね。あれも一つのパブコメなので、原子力は大きな行政処分については、パブコメしているじゃないのと、だから大事と思うものは行政処分、事故評価であっても、意見や情報の募集をやったらいんじゃないかという主張もあっていいのかなと思ったりもするんです。「そうですね」とだれも言ってくれないんですけれども。そういうやりとりがいろいろあるところを、最後には何もそれについて触れないで、花丸と書いちゃったんですけれども、これでいいかなと、私自身はもうちょっと頑張ったらいいなと思って悩んでいるのですけれども、何か。

(町委員) 花丸とおっしゃっていましたが、幾つかの問題提起というか、この1から1

1まで、さっきちょっと私も申し上げましたが、例えば保安院は地方公共団体、地元とのリスクコミュニケーションに十分成功していないのではないかと、こういうことが指摘されていますよね。だけれども、その評価としては基本的な考えには整合していると判断すると。しかし、改善の余地はいろいろあって、下に書いてあるように、これからさらに各段階で誠実にこういう問題をやってくれと期待すると、こういう最後を花丸にすると、こういう……。 (近藤部会長) だから、花丸じゃないんですけども、一応丸をつけて期待を述べている。

(前田委員) 今の行政処分をパブコメに付すかどうかという話、僕は余りその辺は詳しくないのでですけども、ただ実態的には例えば青森なんかでも説明会をやっているわけだし、福井でも安管協とか、何とかというところでいろいろ説明をやったりしてしまっていて、実態的にはパブコメというか、皆さんの意見を聞くプロセスは一応あることはあるわけですよ。それをやるべきであるところへ書いてしまうかということ、それはちょっと行政手続上、そこまで書くのがいいのかどうかというのは、私はちょっと判断はしかねるけれども実態的にはカバーされているんじゃないかと思えますけれども。

(近藤部会長) 決まったことが報告書として作成した後それを説明するというのと、報告書をつくる段階でパブコメをするというのは大分違うんですね。おっしゃられたことは報告書をつくった後に説明していますねということですね。それは、そういう説明責任を果たしているということです。一方、報告書をつくる段階で、つくっている人、処分を考えている人が思いもよらぬ意見が国民の中にあるかもしれないということでパブリックの意見を聞くべきかとなると法律のところは行政処分というのは、決まったルールに基づく処分だから、新しいことを決め事をしないで、ただ物差しを当てるだけだから、新しい知恵は要らないから、パブコメをしなくていいということ。しかし、実際はいろいろ応用問題を考えながら、新しいことも物の考え方を同時に決めていくんじゃないかとすれば、ルールを決めるときにはパブコメをするというルールがある。その精神で頑張ってやってちょうだいよと言いたくなるということです。ちょっと専門的なのでやめておけといわれると、少し考えます。角山先生、この問題についてはどういうふうにお感じですか。

(角山学長) 実はリスクを理解してもらおうと思って、私は4月かな、地元の新聞にタイタニック、船研がやったでしょう、あれを引用して、リスク評価は一応使えるんですよと、ただどうしても安全、安心の安心だと、それは合理的な説明ができないけれども、リスクというので指標とは何ですというのを実は新聞に書いたことがあるので、ああいう形で学生にも説明すると、ああ、そんなものかなと。だから、リスクを出すプロセスを理解してもらわない

と、10の何乗と言ったって絶対信用しないので、なじんだ世界でわかってもらわないといけなから思っ、私も別に原子力にかかわらず、さっきも言いましたように、一般の災害に対してのリスクということで、そういう説明は試みているんですが、新聞での感想はそれなりの反応はあったんですけども、あれなら少しはわかるという、実感ができるから、真っ暗の中でレーダーもないところでやると、あの程度のリスクはあるんですよという説明はしたんですが、だからそれ以上それに安心というとな非常に難しい問題なのは近藤先生も十分わかっていると思います。

(近藤部会長) 今のご発言のところは、リスク情報の活用で3.3のところのご意見に反映させていただいてよろしゅうございますか。

(角山学長) 別に新聞に書いたことですから、構いません。

(近藤部会長) 説明をサボるのが専門家ですから、サボっちゃいかんということで書かせていただきます。ありがとうございました。

どうぞ。

(木元委員) ちょっと余計なことを言いますと、大分前ですが、原子力委員会でリスクのお話をさせていただいたことがありましたね。あのときに、リスクというのは一つのやばいから来た「やばさ」の評価であるということをおっしゃった講師がいらっしやっ。つまり人が歩いていると、どのぐらいやばいことがあるか。やばいを「やばさ」という名詞にしておっしゃった方がおりました。

(近藤部会長) おっしゃる表現は覚えています。

(木元委員) なかなかそれがおもしろくて、よく理解できました。

(近藤部会長) それは聞いた記憶がある。

(木元委員) そういうことで、リスクコミュニケーションと言ってしまうと、身近な感覚からやや遠くなるんですけども、何かそういうような今、角山先生がおっしゃってくださったような表現、比喻を使いながら説明していくと、とても理解が早いと思います。

(角山学長) 僕が確かにいい話だと思ったのは、京都大にいた木下先生、彼はわかりやすい表現をたしかしていたと思いました。今、ほかの大学に多分移られたと思います。

(近藤部会長) この間の原子力総合シンポジウムで彼はまた話してましたね。

ありがとうございました。

それでは、核物質防護が残っていますが、何かご意見ございましょうか。

(木元委員) この箇所の前、防災のところでもテロのことが、ちょっと一言出てきて地震のこと

と一緒にですが。ここでは、また違った意味でのテロの書き方がされているのです。(2)のところ。

(近藤部会長) 取り合いの問題ですね。

ご趣旨は理解したつもりです。テロの問題がここにもある。

(木元委員) 少し書くとおっしゃっていたので。

(近藤部会長) ここは一応核物質防護ということなのでまとめたいと思いますけれども。

(木元委員) はい、そうその観点で特化して書くという解釈でよろしいですね。

(近藤部会長) はい。

結論のところですが、結論は先ほどご紹介ありましたように、各セクションの結論、評価の文言をそのままカット&ペーストで張りつけるというちょっとずぼらなことをした上で、27ページの下から2つ目のパラグラフのようなことで、全体を通じて安全の確保に係る原子力大綱の基本的考え方についての自己評価を角山先生、宮先生のご判断もいただいたということで一方ありますが、このような形で書かせていただいたということが1つ。

それから、フォローアップというか、時間が短いということ、先ほど前田委員からご指摘いただきましたが、ここへ書くか、後で書くかという問題がありましたが、2カ所にあって悪いという理由は、ここはほとんどカット&ペーストの場所だから、悪いということはないとは思いますが、同じであれば「既に述べたように」と書く手もあるのかなと思えますけれども。

(前田委員) よく見ると、少し微妙に書き方が違うような気がするので、別に2カ所あってもいいですけど、ちょっと気になったというだけで。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それから、もう一つ問題点は28ページの表現、期待すると言って放りっぱなしなのという質問がありますね。それは検証を行うこととするという中に、一連の作業の中で何となくやるというふうに今後とも読んでということでよいかもしれませんが、もう一つは原子力委員会としては、毎年予算の評価、予算の議論の際に基本的考え方、政策の重点事項の評価というようなことで、皆さんからヒアリングしながらということもあるので、そこで進捗状況についてもご報告いただくというやり方もあるかなと思ったりしますが、しかしあの忙しい予算のヒアリングの中で、政策評価についてのコメントをいただくということは、現実的じゃないかなと思ったりして、ちょっと悩んでいます。これは森本さん、ここを書いた趣旨は何か解説ありますか。

(森本企画官) ちょっと両方のことが混ざったのが申しわけありません。

ここで書きたかったことは、今回の評価は安全のところだけなんですけれども、順次このようなことを10パターンなら10パターンやっていくと、ある意味では順次、政策大綱を最新の状態に持っていけないのではないかと。もちろんそれをどこかの時点でまとめて、最後見直して策定をし直していくところもあるのかもしれませんが、原子力委員会がPDCAを回していくという意味では、常に政策大綱のアップデートを図ることができるのではないかと、そういう趣旨のことが書いてございます。

ただ、むしろその話と今回の評価の結果を、あるいは期待するとした結果をどこでチェックしますかというのは別問題ですので、それは2つとも書き分けなければいけない問題だと思います。

(近藤部会長) ただ、問題は期待すると書いたところのチェックが本当にいつどうやってやれるかという、なかなか難しいんですが。

(木元委員) 特に26から27ページ、期待ばかりとの言葉があるので。

(近藤部会長) おっしゃるとおりです。

(前田委員) 期待すると書いたことは、ずっと項目を拾い上げて何項目あるかわかりませんが、それだけを取り上げて、ある時点での評価のための何かの作業を行うというのは、ちょっと余り効率のいい話じゃないと思うし、どうせさつき委員長がおっしゃった毎年の予算のときにということも含めて、定例的な活動を通じてというところで、全部それは私は読めると思いますけどね。あるいは2順目の安全の評価のときということもあり得るわけなので。

(近藤部会長) 2順目があるということを入れちゃえば問題はなくなるんですけどね。

(前田委員) そうそう。

(齋藤委員) 2順目か大綱の改定時か。

(木元委員) 28ページの一番最後のところ、それを強調できればと思います。

(近藤部会長) サイクリックにやるとして、2順目がある可能性もあるというふうなことで読んでいただいてという整理もあるかもしれませんね。それが齋藤委員のおっしゃるように、全面改定かもしれないけれども、改定する場合も当然評価はありますからね。

(町委員) PDCAを回すわけですから、例えば2順目は。

(近藤部会長) はい、わかりました。

それでは、そこのところはそういう、この文章は森本さんはその意図なしとおっしゃった

けれども、その意図を順次というのは2順目も含めて順次と書いてあると読めとすれば、そう読めますと。

(町委員) 「要望」するなんていうのは全然だめなわけですか。「望」というのは望むわけだから、「要請」というと強すぎるのかもしれないけれども、「要望する」とかというともうちょっと期待よりは意思が強いのでは。

(近藤部会長) 「期待する」と書いてある趣旨は、今までの活動を見ると、期待するか期待されると、ちょっと微妙ですけれども、期待されるという意味で書いている部分もあるんですけども、様子を見ると、基本的考え方を尊重してか、整合してか、活動がされていますねと、今後もそのようにされることがだから期待されますねと、期待されるという意味で書くということはできますね。性善説に立って、予測をするに期待されると、そういう意味の I t i s e x p e c t という意味で書くと期待とするか、それとも意味で、私どもが期待しているんだから頑張るってという意味で「期待する」と書くというのと、ここはどっちのニュアンスですかね。ちょっと期待するというのが期待されるに近く書いている部分もあるんですけども。

どうぞ。

(森本企画官) いいワーディングがあるわけじゃないんですが、政策大綱で書いた期待とこの期待はちょっと違うんですね。

それと、もう一つややこしいのは、27ページの下から2つ目のパラグラフの「そのことが期待されるので」というのも、またこれはちょっと若干違うニュアンスで、町先生が先ほどおっしゃった要望というのも一つの表現だと思いますし、ただここで必要があるとかということもまたニュアンスが多分違うんだろうなと思いつつながら、例えばこの事業者と国を書き分けるとか、いろいろ考えたんですけども、結局そのままのあれでつくらせていただいております。

(近藤部会長) 悩ましいですよ。枠が投げてあって、評価をしたので、評価をしてみると大体よくやっているなど、今後ともよくやってよねというふうにエールを送るという意味の「期待する」と書くのと、客観的に相当エビデンスをもってすれば、ちゃんとそのまま引き続きやっていただけることが期待できるという意味で、「期待される」と書く書き方と、おっしゃるようにはっきり「要望」と書いてしまうと。ただ、「要望」と書くと何が起こるのかな。

(森本企画官) 原子力委員会には要望するような組織じゃない。審査する場所です。

(近藤部会長) そういうことを言われちゃうと困っちゃう。悩ましいですね。

(木元委員) それで、「期待する」と書くのと「期待します」と書くのでは、またちょっと違うニュアンスがあり、その方がいいなと私は常日ごろ思うんですよ。

(近藤部会長) 「期待します」というのはどっち向いて言っているのかな。国民の皆さんより私の方が期待しているんですよ。違うな、逆だ。国民の目線から見て、期待しますと多分言っているんですね。

(木元委員) ですから、委員会がどんと上に立って「はい、期待する」と言うのではなく。

(角山学長) 天皇陛下のお言葉みたい。

(木元委員) 天皇陛下も「期待しています」とおっしゃると思う。

(近藤部会長) わかりました。

この1行はなかなか悩んでいるんですけども、学長さんとしてこういう文章を悩むことがあるのでは。本当悩ましいよね。

考えますけれども、きょうの議論を踏まえてちょっと微修正をできれば、できるかどうか検討させていただきます。

時間が大分、すみません、何か。

どうぞ、齋藤委員。

(齋藤委員) 宮先生のおっしゃったこのタイトルが中身をあらわしていないんじゃないかということですが、最後には政策の妥当性の評価について、一つ一つ私はきちんと書いてあると思います。しかし、何しろ量的に多いのは、この安全確保に関する政策に対する取組状況でありますので、若干タイトルが長くなるとしても、宮先生の新鮮な感想としてちょっとおかしいんじゃないかと言われるところを踏まえて考えますと、「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策に対する取組状況と政策の妥当性の評価について」とした方が良いのかなという感じもします。

(木元委員) ちょっとわかりにくかった。

(近藤部会長) しかし、それは99%ファクトファインディングであることは大いにあるんですよ。ですけども、大事なことは最後の1ページなのであって、妥当性の評価のためにエビデンスがたくさん書いてあるということだから、タイトルがエビデンスの部分を言及するということは何の必要もないので、それは必ずしもそうする必要はない。だから、そこが私たち、多分宮先生のおっしゃるのはそういう意味ではないんだと思っているんですけどね。そこはちょっと深く考えさせていただきますけれども、突き合わせが大部分の仕事だからと



いって評価作業を突き合わせしましたということをタイトルにする必要はないと思います。

(町委員) どうする必要があるのかというのはちょっとありますよね。妥当性の評価というと、政策の評価と、政策が妥当であるかどうかを評価するかというのが政策を評価していることと同じであるということかな。

(木元委員) 政策を評価するというのと、政策の妥当性を評価するのは違う。

(齋藤委員) それは違いますよね。

(木元委員) 私はこの並べ方、見た目ですが。この政策をこっちへ持ってきてほしいのです。その方がわかりやすい。

(近藤部会長) 原子力委員会は自ら決めたこととして、「政策の妥当性を定期的に評価し」と書いてありますので、これは私どものテクニカルタームです。

それでは、大分いろいろご議論いただきましたのですが、本質的というか、基本的にはこの案をご注意いただきましたこと、きょうご議論いただきましたことを踏まえてブラッシュアップしていくということでもとめることができるのかなと、そういうふうな判断をしてよろしゅうございますか。そういうことで、この報告書を完成させるということで努力をしたいと思いますが。

そういたしますと、意見募集をしなきゃならないんですね。パブコメ、これについて事務局、何かあれば。

(森本企画官) まず、意見募集の主体ということですがけれども、意見募集の主体は本政策評価部会が意見募集をするということ、それは通常1カ月ぐらいでございますので、本日いただいたご意見を踏まえてもう一度ドラフトをいたしまして、それでご確認をいただいた上で、いわゆる意見募集の手続に入りたいと思います。

(近藤部会長) それでは、まずはきょうのご意見を踏まえて、表現ぶりと書きかえ、加筆修正をして報告書(案)をつくるという作業をさせていただきます、それにつきましては各委員にご確認いただくということで、もちろん角山先生、宮先生にもご確認いただいて、修正した報告書(案)を取りまとめると。それについては、評価部会を開くことなしにパブコメにかけるということの手続をしたいというふうに思いますが、それでよろしゅうございますか。

では、そうさせていただきます。

事務局、何か。

(森本企画官) 意見募集の終了後にその後でご意見の状況にもよるわけですがけれども、その報

告書の審議についていただくということで、次回を多分8月上旬になると思いますが、また詳細が決まりましたら別途申し上げさせていただきます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それでは、今日はこういうことかと思いますが、何かこの際ご発言したい方いらっしゃいますか。

角山先生、大分時間が過ぎてしましまして申しわけございません。

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

—了—